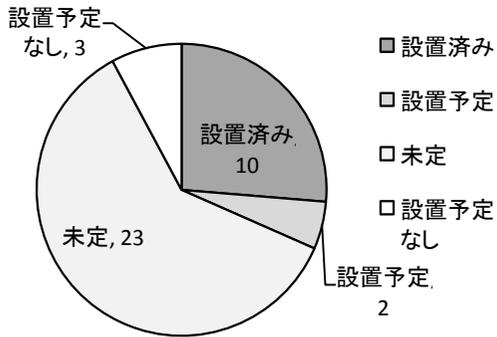


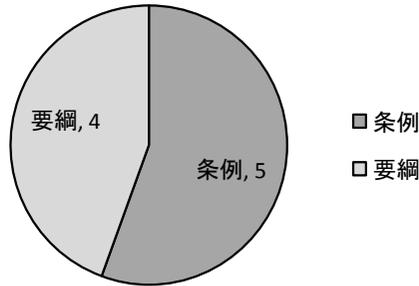
教育・保育施設等における重大事故再発防止検証委員会の設置状況 他市照会結果

調査対象：中核市及び県内市（人口20万人以上）：38市に照会（H29年10月照会）
 中核市等で検証委員会を設置した県内2市、県外8市に追加照会（H30年10月照会）

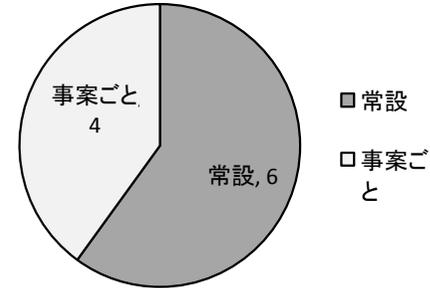
検証委員会の設置状況について



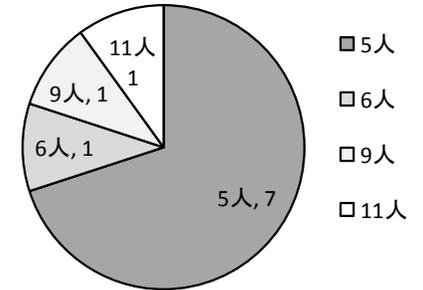
設置規定



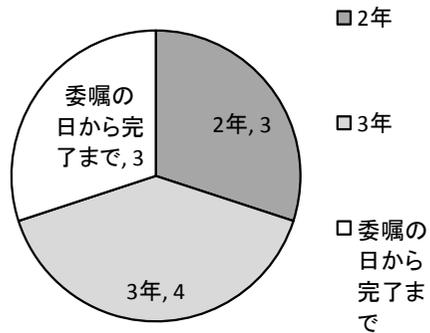
常設・非常設



委員人数



委員の任期



【設置規定】

条例設置の5市のうち、2市が検証委員会設置を単独で規定。他3市は専門分科会等として母体となる審議会に関する条例に規定。

※1市は重大事故の検証を審議事項として審議会の了承を得ることで位置づけている。

【委員会の位置づけと委員数】

常設としている6市のうち検証委員会を単独で設置しているのは1市のみで、その他の市は子ども・子育て会議等と兼ねる、若しくは社会福祉審議会等の分科会・部会に位置づけている。

事案ごとに設置している市のうち3市は単独で設置している。

子ども・子育て会議等が検証委員会を兼ねている場合は、委員数が9人、11人となっている。

【委員の職種】

医師、弁護士、学識経験者及び保育施設関係者は全ての市において委員に含まれている。それ以外の職種として社会福祉協議会職員、管理栄養士、一級建築士との回答があった。又、委員の他に「専門委員」を委員会に参加させることができるとしている市もあった。

【委員の任期】

事案ごとに設置の場合は、委嘱から完了の日までとなっている。